

第 1 1 簡易湯沸設備（条例第 8 条）

1 用語の定義

本条は、瞬間ガス湯沸器と称せられるものを主とするガス湯沸設備についての規定であり、本条の湯沸設備とは、貯湯部が大気に開放されており、大気圧以上の圧力がかからない構造の設備をいうこと。

なお、簡易湯沸設備と給湯湯沸設備との区分は、入力が12 kW以下の湯沸設備を簡易湯沸設備とし、入力12 kWを超える湯沸設備を給湯湯沸設備と区分するものであること。

2 条例等の運用

条例、条則及びガス機器基準書によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- (1) 第 2 項の規定より準用することとなる条例第 3 条第 1 項第 18 号の規制については、内部の燃焼状況が見えるようにすることは必要であるが、配管については、熱の伝導その他による火災危険のおそれのない場合においては、必ずしも金属管によることを要しないものとして取り扱うことができること。
- (2) 第 2 項に規定する準用規定は、第 1 . 炉及び共通事項を準用すること。